重点支援区域について

参考資料4

【出典】令和4年度 第1回医療政策研修会及び地域医療構想アドバイザー会議

1 基本的な考え方

- 都道府県は、**当該区域の地域医療構想調整会議において、重点支援区域申請を行う旨合意を得た上で**、「重点支援区域」に申請を行うものとする。
- 「重点支援区域」は、**都道府県からの申請を踏まえ、厚生労働省において選定する**。なお、**選定は複数回行う**こととする。
- 重点支援区域の申請または選定自体が、医療機能再編等の方向性を決めるものではない上、**重点支援区域に選定された後も医療機能再編等の結論については、あくまでも地域医療構想調整会議の自主的な議論によるものであることに留意**が必要。

2 選定対象･募集時期

- 対象となるのは、**「複数医療機関の医療機能再編等事例」**とし、以下①②の事例も対象となり得る。
  ① 再検証対象医療機関が対象となっていない再編統合事例
  ② 複数区域にまたがる再編統合事例

3 支援内容

- 重点支援区域に対する国による**技術的・財政的支援**は以下を予定。

【技術的支援】（※）
・地域の医療提供体制や、医療機能再編等を検討する医療機関に関するデータ分析
・関係者との意見調整の場の開催　等

【財政的支援】
・地域医療介護総合確保基金の優先配分
・病床機能の再編支援を一層手厚く実施

※　今般の新型コロナへの対応を踏まえ、地域における今後の感染症対応を見据えた医療提供体制の構築に向けた検討に資するよう、国の検討会等における議論の状況について情報提供を行う。

4 重点支援区域設定の要否

- 今後、全ての都道府県に対して重点支援区域の申請の意向の有無を聴取。

5 選定区域

- これまでに以下の**12道県18区域**の重点支援区域を選定。

【１回目（令和２年１月31日）選定】
・宮城県（仙南区域、石巻・登米・気仙沼区域）
・滋賀県（湖北区域）
・山口県（柳井区域、萩区域）

【２回目（令和２年８月25日）選定】
・北海道（南空知区域、南檜山区域）
・新潟県（県央区域）
・兵庫県（阪神区域）
・岡山県（県南東部区域）
・佐賀県（中部区域）
・熊本県（天草区域）

【３回目（令和３年１月22日）選定】
・山形県（置賜区域）
・岐阜県（東濃区域）

【４回目（令和３年12月3日）選定】
・新潟県（上越区域、佐渡区域）
・広島県（尾三区域）

【５回目（令和４年４月27日）選定】
・山口県（下関区域）

地域医療構想の実現に向けた医療機能分化・連携支援事業

令和４年度予算案
167,700千円（146,695千円）

現状と課題

【出典】第３回地域医療構想及び医師確保計画に関するワーキンググループ

○　団塊の世代が75歳以上となる2025年の地域医療構想の実現に向け、医療機能の移管や、医療機関同士の再編統合の取組を実施していくこととなるが、医療機関間の勤務環境、給与体系、一時的な収益減少等の調整が障壁となる。

○　また、2024年の医師の働き方改革を踏まえると、医師の時間外労働を縮減し、地域において効率的な医療提供体制を構築し、医療従事者を効果的かつ効率的に配置する必要があり、これまで以上に高度な調整を要することが見込まれる。

○　特に、**国が設定する重点的に支援する区域（重点支援区域）**については、都道府県と連携し、**再編統合の方向性等について直接助言**することとしており、適切な助言を行うために必要な事項の整理やデータの分析を行うとともに、再編・統合の調整過程で発生した課題に迅速に対応していく必要がある。

○　今後も重点支援区域を拡充し、今後も2025年において達成すべき医療機能の再編、病床数等の適正化に沿ったものとなるよう、国による助言や集中的な支援を行っていくこととしている。

事業内容

○　重点支援区域の医療機関の再編等の方向性の検証等のための勤務環境や給与体系及び一時的な収益の減少等の調査分析

○　重点支援区域の国、都道府県及び医療機関による分析手法等の意見調整の場の設置

○　病床機能の再編等を検討する医療機関に対する再編の際に必要となる対策のための基礎資料（財務シミュレーション、統合した際のデメリットを縮小するための諸施策の立案、人材統合のための研修、人事配置等の対策等）の提供・作成支援

○　医療機関との相談窓口を設置し、医療機能の分化・連携の検討に必要となる対策のための基礎資料の作成に関する助言

○　再編等が地域住民に与える影響から、補うべき医療機能を分析し、アクセスビリティの観点から代替医療機能を持つ最適な医療機関への交通手段の確保に向け提供すべき通院手段とその費用便益分析を支援

＜重点的に支援する区域の事業のイメージ＞

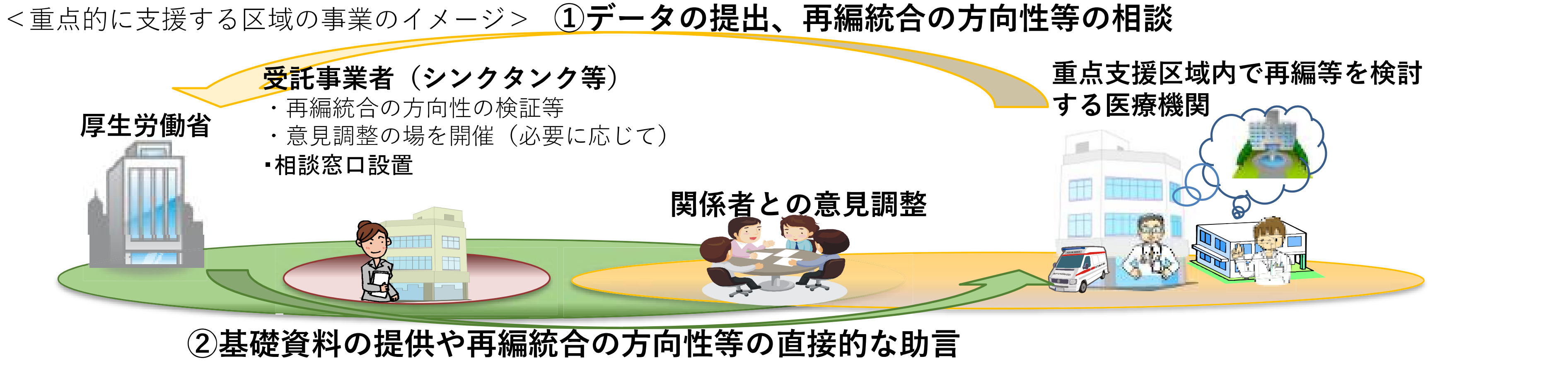

医療機能の分化・連携に関する情報提供窓口について

○ 地域医療構想の実現に向けて、地域における医療機能の分化・連携に向けた取組を支援するため、厚生労働省において、以下のとおり都道府県等の自治体や医療機関を対象とした情報提供窓口を設置します。

・ 設置の趣旨と留意点

趣旨

■ 医療機能再編等の在り方を検討する際には、経営形態や地域の医療ニーズに適した病床規模等、論点が多岐にわたることから、検討を行う上で過去事例や統計データ、法令上の規制等の情報収集が必要になる場合が想定されるため、それらの情報を入手するための照会窓口として設置します。

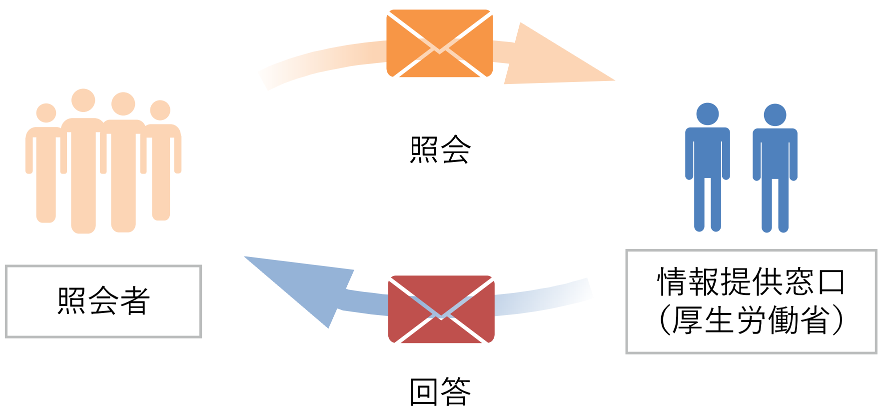

留意事項

■ 公開資料や過去の事例等に基づいた一般的な情報を提供することとしており、個別具体的な支援には応じかねます。
■ 通常、5営業日以内に回答いたしますが、対応の混雑状況等によって、さらにお時間を頂く場合がございます。

情報提供窓口の概要

①相談対象

✓ 都道府県、市町村、特別区
✓ 地域医療構想アドバイザー
✓ 医療機関関係者

②情報提供の内容

医療機能再編等の進め方に関する情報

✓ 過去事例等を参考に、再編等を進める際の手順や会議体の活用方法、留意が必要な法令・通知等を情報提供します。

公開されている医療統計等に関する情報

✓ 地域の医療資源の現状等を把握する上で利用できる医療統計や、医療需要等を推計する各種ツール等を情報提供します。

経営形態に関する情報

✓ 地方独立行政法人制度や指定管理者制度等、経営形態の変更を検討する際に留意が必要な制度等を情報提供します。

③設置日・照会方法・受付時間・連絡先

✓ 設置日　：令和３年１月４日
✓ 照会方法　：メールで照会を受け付けます。
✓ 受付時間　：24時間受付
✓ 連絡先　：iryokino-joho@mhlw.go.jp

④回答方法・回答期間

✓ 回答方法　：情報提供窓口担当者よりメールで回答します。
✓ 回答期間　：通常、5営業日以内

【出典】令和4年度 第1回医療政策研修会及び地域医療構想アドバイザー会議